

子育て支援だより



東久留米市子ども家庭部子育て支援課 発行 令和4年10月号

戸外が気持ちの良い季節になりました。認可保育施設・幼稚園等の申し込みに向けては、希望園をどう選んだらよいかと迷われている方も多いのではないのでしょうか？ 申請前に、相談をご希望の方は、お気軽に利用者支援員相談をご利用ください。ご連絡をお待ちしております。

令和5年度認可保育施設入所申請についてのお知らせ



認可保育施設とは＝東京都が認可している「認可保育所」と、東久留米市が認可している、「小規模保育施設」・「家庭的保育施設」のことをいいます。

★令和5年度「入園のしおり」及び「施設紹介のしおり」は、10月下旬より市役所2階子育て支援課窓口で配布開始予定です。しおりや申請書類等は市のホームページからもダウンロードできます。

★認可保育施設の令和5年4月入所申請の受付は、11月上旬頃から12月上旬頃までを予定しています。詳しい申請方法や日程等は、広報ひがしくるめ10月1日号及び「入園のしおり」でご案内しますのでご確認ください。

「認可保育施設はどうやって決まるの？」指数について教えて！



入所選考にあたって「入所利用調整会議」を行います。



期限までに提出された申請書類をもとに、「入園のしおり」に記載の実施基準指数表を基に指数を算出します。指数が同一の場合は「同一世帯の優先順位」に従って利用調整の順位が決まります。



指数の高い順に名簿を作成し、指数の高い方から利用調整対象になります。第一希望から確認し、空きがある施設で内定します。



※期限内に「保育の必要性を確認する書類」の提出がない場合、「求職中（内定なし）」の指数になります。

※入所利用調整は、申請書の希望施設欄に記入されている施設で行われます。

※指数の高い方から順番に利用調整を行うため、指数の低い方が第一希望に書いてある園でも、指数の高い方が第2希望以下に同じ園が書いてあった場合は、指数の高い方が内定します。

※転入予定のない、市外在住者は、指数に関わらず東久留米市民が優先となります。



指数順に入所が決まるのね！指数がどれくらい知りたいな。

たくさん見学をして、希望園の順番を決めようかな。



市内施設一覧はこちら



小規模保育施設について知りたい！ 「卒所後の進路はみんなどうしてる？」



小規模保育施設とは、東久留米市から認可された保育事業者が、きめ細やかな保育を行う、少人数の施設です。市内には11施設あります。 定員：6～19名



対象年齢：0～2歳児 生後57日目～
※1～2歳児の施設もあります。



各園、年間通して、季節ごとの行事が行われ、近隣の公園などにたくさんお散歩に出かけています。
※季節行事や主なお散歩場所は「保育施設紹介のしおり」に掲載されています。



2歳児クラスまでの
家庭的保育施設
小規模保育施設

を卒園後の進路は・・・

引き続き認可保育所を希望する場合。

認可保育施設

※認可保育施設申請の場合、実施基準指数表の加点対象となり、70点が加点されます。

幼児教育の預かり保育を利用して就労したい。

幼稚園・認定こども園

※認定こども園は、保育園と幼稚園の機能があります。

市内・市外問わず利用できるの、ニーズの幅が広い。

認可外保育施設

※0歳～5歳までの施設もあります。



「認可外保育施設の申し込み方法は？」

認可外保育施設（東京都認証保育所・企業主導型保育施設等）は市外の施設でも通えます。各施設で行っている、見学会・説明会等で申し込みの流れなどご確認ください。詳しくは、直接施設にお問い合わせください。



「子育て支援だより」はホームページにも掲載されています。幼稚園・認定こども園・家庭的保育施設の特集は「令和4年9月号」でご紹介しています。



◀ バックナンバーはこちらから

「利用者支援員相談をご利用ください」



～保育施設の入所申請や市内の保育サービス等について利用者支援員がご案内しています。～
※不在の場合や、お待たせすることがある為、ご予約をおすすめします。下記までご連絡ください。

日時：平日（土日祝日、年末年始を除く）
8時30分～11時30分 13時～16時30分

場所：市役所2階 子育て支援課
連絡先：子育て支援課 利用者支援員

☎ 042-470-7740（直通）

※ご連絡の際は「利用者支援員相談」とお伝えください。

お気軽にご連絡
ください。



東久留米市役所 子育て支援課 ☎ 042-470-7745